

低入札価格調査制度における数値的判断基準改定について

令和 2 年 6 月 1 日以降に行われる公告その他契約の申込の誘引に係る契約から「盛岡市低入札価格調査制度実施要領」第 8 に規定している数値的判断基準による判定方法が変わります。

これは、国及び岩手県の基準の見直しを受けて変更するものです。

1 見直しの概要

数値的判断による判定基準

次に掲げる基準のいずれかに満たない価格により入札した者は、失格とします。

| 工 事 の 費 目 | 改正後判定基準 | 改正前判定基準 |
|-------------|---------|---------|
| 直 接 工 事 費 | 9 0 % | 7 5 % |
| 共 通 仮 設 費 | 8 0 % | 7 0 % |
| 現 場 管 理 費 | 8 0 % | 7 0 % |
| 一 般 管 理 費 等 | 5 0 % | 5 0 % |

2 改正後の要領

改正後の「盛岡市低入札価格調査制度実施要領」は、市ホームページでご確認ください。

※市ホームページでの確認方法(URL <http://www.city.morioka.iwate.jp/>)

トップページ → 事業者の皆さんへ → 市の発注契約 → 契約に関するお知らせ
→ 契約関係要綱・要領等